

平成 18 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 長 大
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 友 澤 武 昭
(コード番号 9 6 2 4 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 田 村 哲
管 理 本 部 長
(TEL 03-3639-3301)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 5 日開催の取締役会において、平成 18 年 12 月 22 日開催予定の株主総会において、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第 3 条(目的)については、今後における業績の拡大に備え、目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法について、日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による方法に変更し、あわせて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第 10 号)

参考書類の一部につき、インターネットで開示することにより株主の皆様これらを提供したものとみなされることから、株主総会招集手続きの合理化のため、所要の規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするために、所要の変更を行うものであります。(変更案第 17 条第 1 項)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするため規定を新設するものであります。(変更案第 28 条)

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を容易にするため、変更案第 43 条第 2 項に社外監査役の責任免除を新設するものであります。

その他、会社法施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定

款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 (現行どおり)
1. 土木、建築、機械、電気設備の設計、施工管理・監理並びにコンサルタント業務	(1) (現行どおり)
2. 都市計画、地方計画の企画、調査、設計に関する業務	(2) (現行どおり)
3. 環境計量、各種測量、地質調査に関する業務	(3) (現行どおり)
4. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの研究、開発に関する業務	(4) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの研究、開発に関する業務および情報提供サービス業務
5. コンピューター・ソフトウェア並びにコンピューター・システム機器の販売および賃貸	(5) コンピューター・ソフトウェア並びにコンピューター・システム機器の販売、 <u>賃貸および土木関連物品の販売</u>
6. 労働者派遣業務	(6) (現行どおり)
7. 前各号に附帯関連する一切の業務	(7) (現行どおり)
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第4条 当社の公告方法は電子公告により行う。
(新設)	2 <u>やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、37,000,000株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、37,000,000株とする。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。	第7条 当社の単元株式数は、500株とする。

<p>(<u>单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 <u>当社は、1 单元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p>(新設) (第8条第1項より移項)</p> <p>(<u>单元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第9条 <u>单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて1 单元の株式の数となるべき数の单元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>— <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>— <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>— <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>— <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p>	<p>(第8条第2項に移項)</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(<u>单元未満株主の売渡請求</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>单元未満株式の権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、その有する单元未満株式につき以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p>
--	--

<p>第11条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期および招集権者)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>— 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれを行う。</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(第13条第 項より移項)</p> <p>(第14条より移項)</p>	<p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する</p> <p>(第15条第1項に移項)</p> <p>(第15条第2項に移項)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
--	--

<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 <u>株主総会の決議は、法令に定めある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>— <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>— 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(第15条第1項より移項)</p> <p>(第15条第 項より移項)</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、<u>これらを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社は、取締役10名以内をおく。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を占める株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。</u></p>	<p>(第18条第1項に移項)</p> <p>(第18条第2項に移項)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>(第22条第2項に移項)</p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p>第22条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(第19条より移項)</p>	<p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第21条 当社は、<u>取締役会の決議により代表取締役を選任する。</u></p>	<p>第24条 当社は、<u>取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>
<p>取締役会は、<u>その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(第25条より移項)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>(第26条より移項)</p>	<p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(第27条より移項)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(第28条より移項)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(第28条より移項)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(第28条より移項)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>(第28条より移項)</p>	<p>第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載ま</u></p>

<p>(第29条より移項)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計とする。</u></p> <p>第5章 取締役会</p> <p>(取締役会の構成と権限)</p> <p>第24条 取締役をもって取締役会を構成し、取締役会は会社の業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第26条 取締役会招集の通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の定足数と決議要件)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数</u></p>	<p><u>たは記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項各号に定める金額の合計とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(第25条に移項)</p> <p>(第26条に移項)</p> <p>(第27条に移項)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>をもってこれを行う。</u></p> <p>(取締役会の議事録) <u>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規定) <u>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役 (新設)</p> <p>(監査役の員数) <u>第30条 当社は、監査役4名以内をおく。</u> (監査役の選任) <u>第31条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。</u> (新設) (第31条より移項)</p> <p>(監査役の任期) <u>第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) <u>第33条 監査役は、その互選をもって常勤監査役を1名以上選任する。</u> (監査役の報酬) <u>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第35条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除す</u></p>	<p style="text-align: center;">(第29条に移項)</p> <p style="text-align: center;">(第30条に移項)</p> <p style="text-align: center;">第5章監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) <u>第33条 当社は監査役および監査役会を置く。</u> (監査役の員数) <u>第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</u> (第35条第2項に移項)</p> <p><u>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) <u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) <u>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (第42条に移項) (第43条に移項)</p>
---	---

<p>ることができる。</p> <p><u>第7章 監査役会</u> (監査役会の構成と権限)</p> <p>第36条 <u>監査役をもって監査役会を構成する。</u> 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、その決議をもって監査の方針、当会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を定める。</p> <p>第37条 (条文省略) (監査役会の決議要件)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第39条 (条文省略) (監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、これらを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(第34条より移項)</p> <p>(第35条より移項)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第38条 (現行どおり) (監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第40条 (現行どおり) (監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項各号に定める金額の合計とする。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u> (会計監査人の設置)</p> <p>第44条 当社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任)</p> <p>第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期)</p> <p>第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第41条 当社の営業年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとし、毎営業年度末に決算をする。 毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第42条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第44条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。 — 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 当社の事業年度は、毎年10月1日より(翌年)9月30日までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第49条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第50条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金除斥期間等)</p> <p>第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>
--	---